

日本学術会議における連携会員の主な活動について

1. 連携会員の概要

連携会員の概要、会員と連携会員の位置付けに関しては、参考 1 及び参考 2 に別表としてまとめて示しておりますので、ご参照ください。

2. 審議活動

(1) 委員会及び分科会への参画

日本学術会議における審議活動は、委員会や分科会等を中心に行われます。

委員会や分科会等の委員については、各部が人選を行って幹事会に推薦し、幹事会がその推薦リストを基に決定し、会長が委嘱します。

今後、委員会の委員長又は分科会の世話人が中心となって、部の役員及び分野別委員会と調整しながら、分科会の委員の推薦を進めますが、その際、分野別委員会等の役員又は分科会の世話人から、御参画いただく分科会等について打診させていただく予定です。また、御興味のある分科会がおりになる場合には、御自分で直接、分野別委員会委員長又は分科会の世話人へ御連絡ください。（連絡先については別途配布いたします）

① 機能別委員会及びその分科会

機能別委員会は、

- ・ 選考委員会（会員・連携会員の選考に関すること）
- ・ 科学者委員会（日本学術会議の組織運営及び科学者間の連携に関すること）
- ・ 科学と社会委員会（政策提言、科学力増進など政府・国民との関係に関すること）
- ・ 国際委員会（日本学術会議の国際活動の調整に関すること）

の 4 つが常置の委員会として置かれています。委員会自体は日本学術会議の運営機能を担っているため、以前は会員のみが参画する位置付けになっていましたが、平成 20 年 9 月からは、委員会にも連携会員の方々に参画していただけることになっています。

② 分野別委員会及びその分科会

学術分野別の常置の委員会として、30 の分野別委員会が置かれています。

分野別委員会は、それ自体で審議課題に取り組む場合もありますが、主として、その分野別委員会の下に置かれた分科会の円滑な運営のための調整をすることが大きな仕事となります。

したがって、連携会員の方々には、主として、具体的な審議課題に取り組むために設置された分科会に御参画いただき、御意見を活かして、日本学術会議の職務である提言活動に御貢献いただくこととなります。

③ 課題別委員会

平成17年10月に行われた改革において、社会的に必要性が高く迅速な提言が必要な課題が提起された場合に、審議に必要な期間を定めて臨時に課題別委員会を設置することができます。同時期に設置することができる課題別委員会は原則10委員会です。審議課題に専門的知識をお持ちの連携会員の御参加が期待されています。

(2) 分野別委員会での分科会の設置提案

分科会リストや活動内容等は、別途配布する資料に記載いたします。なお、今後設置される分科会につきましては、設置承認後ホームページに掲載されますので、御参照ください。

新たな分科会の設置の御提案・御希望がありましたら、御自分の御専門に関係の深い分野別委員会委員長等に、御相談ください。

3. 国際活動

(1) 国際対応分科会等への参加

日本学術会議における国際活動は、国際委員会及び分野別委員会に置かれた様々な国際対応分科会を中心に行われます。

連携会員の方々には、国際活動への参画やそのための分科会等への参画をお願いすることがあります。また、御興味のある分科会等がおありになる場合には、御自分で直接、分野別委員会委員長又は分科会の世話人へ御連絡ください。

(2) 主な国際活動

① 国際学術団体との連携及びその会議への参加

日本学術会議は、多くの国際学術団体との密接な連携の下に、国際的な学術の発展に努めています。日本学術会議の加入している46の国際学術団体の総会や理事会、国際学術協力事業などの会議などに、日本学術会議から毎年約40人の代表を派遣しています。

② 国際会議の開催

日本学術会議では、毎年、「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議」を開催しています。

また、国内で開催される学術に関する国際会議の中で、特に重要な会議を毎年7件程度、国内の学術研究団体と共同で開催しています。

さらには、アジア12カ国の学術会議等で構成されるアジア学術会議の開催、G8各国の学術会議と連携した共同声明の発出、二国間交流事業などを実施しています。

4. 会員候補者及び連携会員候補者の推薦

日本学術会議を構成するのは、会員（210人）と連携会員です。連携会員の中には、本日お集まりいただいた一般の連携会員の方々のほか、必要な任期に限り国際業務や特定の専門的事項の審議に参画していただく特任連携会員があります。

会員と一般の連携会員の方は、今後の会員や連携会員の候補者を選考委員会に推薦することができます。

5. その他

（1）地区会議

日本学術会議では、地域の科学者と意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、全国を7つのブロックに分け、地区会議を組織しています。地区会議では、日本学術会議の諸活動を地区内の科学者等に周知徹底し、及び日本学術会議に対する意見、要望を汲み上げて日本学術会議と科学者との意思疎通を図るため、「科学者との懇談会」を開催しているほか、地域住民を対象に、年2回程度、学術講演会を開催するなどしています。

（2）サイエンスカフェ

科学と社会委員会科学力増進分科会では、国民の科学力を増進する活動のひとつとして、サイエンスカフェを毎月第四金曜日夕方に文部科学省と協力し開催している他、全国各地においても積極的に開催してきております。

サイエンスカフェとはコーヒーなどを飲みながら、科学者と一般市民が科学について気軽に語り合う集まりです。従来の講演会やシンポジウムとは違う研究者と市民の対話です。まだこの試みは世界的にも日が浅く欧米等多くの国で文化的特色を生かしながら科学者が模索している状態です。科学と社会とのコミュニケーション文化を創っていく一つの試みとして、日本でも科学者の代表である日本学術会議が積

極的に取り組んでいます。

科学力増進分科会では、今後一層、日本学術会議会員、連携会員の皆様が参加するサイエンスカフェが活発に開催されることを期待しております。

サイエンスカフェ活動に興味と関心をお持ちの方は、是非、事務局参事官（審議第二担当）付まで御連絡をお待ちしております。

（３）ニュースメール

日本学術会議では、日本学術会議の様々な活動等について、関係者や学協会関係者と随時情報を共有するため、ニュースメールを配信しています。配信先に変更があった場合には、事務局企画課広報係（p227@scj.go.jp）まで御連絡ください。

（４）「学術の動向」への寄稿

日本学術会議では、学術情報誌「学術の動向」（発行：（財）日本学術協力財団）に編集協力を行い、日本学術会議の様々な活動等について、同誌を通じ、広く世間に広報しているところです。

「学術の動向」は、主に会員や連携会員の方々の寄稿や企画によって成り立っており、「学術の動向」編集委員会（科学者委員会広報分科会と同メンバー）では寄稿や企画の提案をお待ちしております。ご希望がございましたら、是非、事務局企画課広報係（p227@scj.go.jp）まで、お申し出ください。また、「学術の動向」編集委員会等を通じ、寄稿を依頼することもありますので、その際は、よろしくお引き受けいただきたく、お願いいたします。

※「学術の動向」は、インターネット上でも公開されておりますので、是非、御覧ください。

<http://www.h4.dion.ne.jp/~jssf/text/doukousp/>

連携会員の概要

凡例 法：日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号）

施行令：日本学術会議法施行令（平成 17 年政令第 299 号）

会則：日本学術会議会則（平成 17 年日本学術会議規則第 3 号）

事 項	概 要	根 拠
職 務	会員と連携し、法第 3 条の職務の一部を行う。 法第 3 条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。	法第 15 条第 1 項
任命手続等	優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命。 会員及び連携会員は、会員及び連携会員の候補者を選考委員会に推薦することができる。 選考委員会は、推薦その他の情報に基づき名簿を作成し、幹事会に提出。 幹事会は、名簿に基づき連携会員候補者を決定し、任命を会長に求める。	法第 15 条第 2 項 会則第 8 条第 1 項 会則第 8 条第 2 項 会則第 8 条第 4 項
勤務形態	非常勤	法第 15 条第 3 項
身分関係	一般職の国家公務員	国家公務員法第 2 条
任 期	原則 6 年	施行令第 1 条第 1 項
再任の可否	2 回まで再任可（最長で通算 18 年まで在任出来る。）。ただし、再任又は新規任命の時点で 70 歳以上であるときは、その任期限りとし、以後再任されない。	施行令第 1 条第 2 項 会則第 12 条第 1 項
定 年	定年の定めはないが、上記のとおり再任又は新規任命時点の年齢によって以後の再任制限がある。	
その他	<特任連携会員> 特定の専門的事項の審議等に参画するため、必要な期間を定めて任命される。 会員及び連携会員の候補者の推薦はできない。	施行令第 1 条第 1 項 会則第 7 条第 1 項 会則第 8 条第 1 項

会員と連携会員の位置付け

種別 (根拠規定)	役割等	選考・任命等	任 期	再任の制限	定年	会員・連 携会員候 補者の推 薦	備考 (位置付け)
会員 (法第7条)	日本学術会議(＝総会)を組織。(法第7条第1項) 部に所属。(法第11条第4項) 幹事会は会長・副会長・各部の役員で構成。(法第14条第2項) 会長は会員の互選。(法第8条第2項) 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て会長が指名。(法第8条第3項)	会員又は連携会員による推薦その他の情報に基づき、選考委員会が候補者名簿を作成。総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦。(会則第8条第1項～第3項) 内閣総理大臣が任命。(法第7条第2項) 特別職の国家公務員(非常勤)	6年 (法第7条第3項) 補欠の会員は前任者の残任期間(法第7条第4項)	再任不可 (法第7条第5項、附則第6条第3項) 補欠の会員は1回に限り再任可(法第7条第5項ただし書)	70歳	会員候補者・連携会員候補者合わせて5人以内、そのうち会員候補者は2人以内(内規第6条第4項)	会員・連携会員合わせて約2200名の執行役員の位置づけとして日本学術会議の運営に携わる。 したがって、総会や部を構成し、運営に関わる事項の審議・決定を行う。 (機能別委員会及び分野別委員会の委員長が会員に限られているのもその趣旨による。)
一般の連携会員 (注1) (法第15条、令第1条第1項、会則第7条第2項)	会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う。(法第15条第1項) 委員会及び分科会等を組織。(法第15条の2) 【機能別及び分野別委員会の委員長になることはできない。(細則別表第2及び内規第10条)】	会員又は連携会員による推薦その他の情報に基づき、選考委員会が候補者名簿を作成。幹事会が候補者を決定。(会則第8条第1項、第2項、第4項) 会長が任命。(法第15条第2項) 一般職の国家公務員(非常勤)	6年 (令第1条第1項) 6年未満の必要な期間を定めることも可 (会則第7条第2項)	2回まで再任可 (任命時点で70歳以上は、当該任期限り) (会則第12条第1項)	—	会員候補者・連携会員候補者合わせて5人以内、そのうち会員候補者は2人以内(内規第6条第4項)	委員会及びその分科会等の委員として、また、国際活動において、会員と連携し一体となって活動を行う。 分科会の役員(委員長、副委員長、幹事)に就任できる。
特任の連携会員 (注1) (法第15条、令第1条第1項、会則第7条第1項)	国際業務又は委員会(機能別委員会本体を除く。)の特定の専門的事項の審議に参画。 【国際学術団体の役員の任期中、課題別委員会の設置期間、又は常置の委員会(注2)及びその分科会等では特定の専門的事項の審議が行われている期間、必要な期間任命】(会則第7条第1項)	委員会の委員に委嘱すべき者を特任の連携会員候補者として、別に定めのある場合を除き、原則として各部が幹事会に推薦。 幹事会が候補者を決定。(会則第8条第5項) 会長が任命。(法第15条第2項)	3年以下 (会則第7条第1項)	再任の制限なし (会則第12条第3項)	—	なし (会則第8条第1項)	会員及び一般の連携会員のみで担うことの困難な専門的事項の審議や国際活動に専門委員的に参画するため、必要な任期に限り任命される。

(注1)「一般の連携会員」、「特任の連携会員」等の名称は便宜上のもの。

(注2)「常置の委員会」とは、機能別委員会及び分野別委員会を指す。なお、この他に、課題別委員会等を総称して「臨時の委員会」と呼んでいる。